minikura 利用者様へ（貨物に関する損害保険のご説明）

東京海上日動火災保険株式会社

（取扱代理店：TERRADA ART ASSIST 株式会社）

必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しております。必ず最後までお読みください。
ご不明な点は、ご遠慮なく代理店または東京海上日動（以下弊社といいます。）までお問い合わせください。

契約内容のご説明

この書面（ページ）は、ご加入いただいている「ロジスティクス総合保険」の、特に重要な情報を説明したものです。
この保険は契約者を寺田倉庫株式会社とし、被保険者（保険金を受け取る方）を minikura 利用者様としています。minikura 利用者様には全て本保険が付帯されます。
ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については代理店または弊社までお問い合わせください。

①商品の仕組み

ロジスティクス総合保険は、日本国内を陸上（フェリー輸送を含みます）・航空輸送される貨物が輸送中・保管中に生じた偶然な事故によって被った損害に対して、保険金をお支払いする保険です。
この保険では、運送会社・倉庫会社に賠償責任が無い事故による損害に対しても、保険金をお支払いします。

（注）利用規約上、寄託不可とされている貨物（貴重品、危険物等）はこの保険でも対象外となります。

②保険金をお支払いする主な場合

ロジスティクス総合保険のお支払い対象となる主な損害は次のとおりです。

火災・爆発（輸送中に限ります。）、輸送用具の衝突・転覆、盗難・不着、破損等、輸送・保管中に発生した偶然な事故の結果生じた損害

（注）保管中の火災・爆発については運送保険においては不担保であり、寺田倉庫株式会社様が別途ご加入の倉庫火災保険により保険金が支払われます。

③お支払いする保険金

ロジスティクス総合保険でお支払いする主な保険金は次のとおりです。

●損害保険金（貨物の損害に対する保険金）	この保険の対象の貨物に、お支払いの対象となる事故が発生した結果、荷主様の被る損害に対して支払う保険金
●損害防止費用	荷主様・寺田倉庫株式会社が保険事故の発生にあたり、損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用

●救助料	荷主様・寺田倉庫株式会社が保険事故の発生にあたり、貨物を救助した者に対して支払う報酬
●継搬費用	貨物または輸送用具に保険事故が発生した場合に、貨物を所定の仕向地へ輸送するために費やした費用（ただし、運送会社が負担すべき費用、通常でも発生する費用、荷主様が任意に支払う費用は除きます。）

④保険期間（保険責任の始期と終期）
ロジスティクス保険の保険期間は、貨物が荷主様から運送会社に引き渡された時に始まり、通常の運送・保管の過程を経て、荷主様または荷主様の指定する第三者に引き渡された時に終わります。

⑤保険金額の決定
保険金額(補償上限額)は、寄託物の時価が金額となります。
補償上限額はあんしんオプションの補償事象時のみ 1 箱あたり 10 万円となります。
保管中の火災・水害などの事象(利用規約 第８章寄託物の損害保険 第３４条（保険の付保）に記載がある事象に限る)の場合、通常の寄託価額(1 箱あたり 1 万円)が補償上限となります。

注意喚起情報
この書面（ページ）は荷主様にとって不利益になる事項等、特にご注意頂きたい情報をご説明したものです。
ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については代理店または弊社までお問い合わせください。

①保険金をお支払いできない主な場合
ロジスティクス総合保険でお支払いの対象とならない主な損害は次のとおりです。

●保管中に生じた火災・爆発（寺田倉庫株式会社が加入している火災保険からの保険金支払いとなります）
●貨物の自然な消耗または貨物の性質・欠陥によって生じた自然発火・自然爆発、むれ・かび・腐敗・変質・変色・さび・蒸発・昇華等による損害
●荷主様の荷造りの不完全による損害
●保管中の紛失、原因不明の数量の不足、痕跡の明らかでない盗難
●運送の遅延による損害
●陸上（河川を含みます。）にある貨物の地震・噴火・津波、またはそれらに関連する火災等による損害
●荷主様の故意または重大な過失によって生じた損害
●戦争、内乱、その他の変乱による損害
●検疫または公権力による処分
●ストライキ、ロックアウトその他の労働争議行為または労働争議参加者の行為による損害

●１０人以上の群衆・集団の全部または一部によりなされた暴力的かつ騒動的な行動およびこの行動に際してその群衆・集団によりなされた暴行（放火または盗取を含みます。）ならびにこれらに関連して生じた自演による損害
●原子核反応または原子核の崩壊による損害（一部を除きます。）
●保管中に発生したテロリストまたは政治的動機から行動する者によって生じた損害
●化学兵器、生物兵器、生物化学兵器または電磁気兵器によって生じた損害

②事故が起こったときの手続き
事故が発生した場合はすみやかに TERRADA ART ASSIST 株式会社までご連絡ください。

③補償の重複に関するご注意
補償内容が同様の保険契約（特約や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。
補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認の上、ご契約の要否をご検討ください。
この保険契約については、補償が重複した場合、他の保険契約での保険金のお支払いが優先される場合があります。詳細はご契約の代理店または弊社までお問合せください。

④保険会社破綻時の取扱い等
引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

個人情報の取扱いに関するご案内

引受保険会社及び引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を保険引受の判断・本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うため利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関に対して個人情報を提供すること
②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をする上での参考とするため、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会と共同して利用すること
③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
④再保険契約の締結、更新・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、個人情報をその担保権者に提供すること
詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社ホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

【お問い合わせ先】
TERRADA ART ASSIST 株式会社 | TERRADA ART ASSIST Co., Ltd.
〒140-0002
東京都品川区東品川 2-6-10
電話: +81(0)3-6450-0917

【お問い合わせ先】
東京海上日動火災保険株式会社
横浜中央支店・新横浜支社
〒222-0033
神奈川県横浜市港北区新横浜 2-4-15
太田興産ビル新横浜 6 階
電話：045-471-1088

◆一般社団法人　日本損害保険協会　そんぽＡＤＲセンター（指定紛争解決機関）

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
ナビダイヤル　０５７０－０２２８０８（通話料有料）
ＩＰ電話からは０３－４３３２－５２４１をご利用ください。
受付時間：平日の午前９時１５分～午後５時（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）
詳しくは、同協会のホームページをご参照ください。（http://www.sonpo.or.jp）